

監委公告第 2 号  
平成 29 年 1 月 18 日

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 高 島 剛 一

#### 監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表する。

平成17年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：貸付金等の未収管理について～

財政局 財務部 債権管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;不納欠損処理について&gt; 各事業の（不納欠損処理の方法について）統一性が図られていない。</p>	<p>不納欠損処理については、平成28年3月に制定した熊本市債権管理条例において権利の放棄に関し事務の効率化を図るための一定の要件を定めるとともに、その事務処理の方法を定めた要綱を作成した。</p> <p>なお、当該事務処理に当たっては、恣意的な取扱いとならないよう債権の所管部署と債権管理の総括部署（債権管理課）の協議を義務付けるとともに、その結果を議会に報告し透明性を確保することとしている。</p>	<p>平成28年10月21日</p>

平成20年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：補助金等に関する事務の執行について~

消防局 総務部 総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;熊本県防災消防ヘリコプター&gt;            平成19年度の熊本市ヘリコプター利用割合は5%であるが、負担割合は25%となっている。隊長を派遣するなど本制度運用の中核に熊本市があるが、実際の利用割合と負担割合が大きく異なっているため、負担割合の見直しが必要である。現状は負担金の割合が均等割30%、人口割70%となっているが、これに利用実績割合を加え、たとえば均等割30%、人口割50%、利用実績割合20%とする等、実際の利用割合を負担金に反映させることが望ましい。</p> <p>なお、利用実績については前年度の数値を利用し、利用実績が確定した後に翌年度に精算していく方法も考えられる。</p>	<p>防災消防ヘリコプターは、救助、救急及び情報収集等その任務は多岐に渡り、優れた機動力で消防活動に必要な不可欠なものである。一部の政令指定都市では自ら保有・運行をしているが、その維持管理や操縦士養成など財政上大きな負担となっている傾向にある。</p> <p>そのような中、熊本県においては、県防災消防航空隊が県内市町村の業務支援を行っており、その人件費のみ各市町村にて負担していることから、共同運航的な要素を含んでいるところである。</p> <p>その負担金の按分については、本市単独運行に比べると安価であることに加え、本市管轄区域以外への出勤であっても、その要救助者が熊本市民の可能性があるとともに、市町村規模に応じた人口割のみではなく、均等割も30%導入されていることから、適正な負担であると考えている。</p>	<p>平成28年12月5日</p>

平成20年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：補助金等に関する事務の執行について~

農水局 農政部 農業・ブランド戦略課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;白川・菊池川流域森林・林業活性化センター負担金&gt;            白川・菊池川流域森林・林業活性化センター平成19年度の収支決算            収入 2,110千円            事業経費 1,756千円            差額 353千円            白川・菊池川流域森林・林業活性化センターの事業予算縮小化(16年度で国からの補助金打ち切り、20年度は熊本県からの交付金前年度比100千円カット及び流域市町村負担金前年度比5千円カット)しているが、事業目的の必要性を再確認する必要がある。</p>	<p>当該センターの事業縮小や、他団体における事業の実施の状況等を踏まえ、類似業務を行っている「熊本地区木材需要拡大推進協議会(事務局：県林業振興課)」との統合の可能性について県に働きかけを行った結果、総会において、平成28年度をもって当該センターを解散するとともに、本年度の構成員の負担金は徴収しないことが決定された。なお、木材利用の促進に関する事業等、一部の事業については、各地区の木材需要拡大推進協議会が引き継ぐ方針となっている。</p>	<p>平成28年8月3日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について ~

市民局 市民生活部 男女共同参画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 備品の管理状況について &gt;            指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【熊本市男女共同参画センターはあもにい】            現状の備品台帳に登載されている物品の有無及び所在の確認を行い、備品台帳を整理した。また、以後の管理上必要なシールの貼付も行った。</p>	<p>平成28年3月31日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について ~

都市建設局 土木部 公園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 備品の管理状況について &gt;            後日の所有権に関する認識の相違を避けるために、仕様書において、所有権の帰属を明記すべきである。</p> <p>指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【水前寺江津湖公園】            現在の指定管理者との協議書において、備品及び物品の所有権の帰属について明記した。</p> <p>また、今年度を実施した平成29年度以降の指定管理者の公募における仕様書においても、備品等の所有権の帰属について規定している。</p> <p>備品について、現況を把握し市と指定管理者の所有状況の整理を行った。</p> <p>また、備品管理台帳を作成し、市備品と指定管理者備品ともに備品シールを貼り、区別を明確にし双方にて確認を行った。</p>	<p>平成28年9月28日</p> <p>平成28年1月29日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について ~

経済観光局 産業部 商業金融課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 備品の管理状況について &gt;            指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【熊本市流通情報会館】            備品の現況確認を実施し、市の備品管理台帳との登録、照合、備品管理シールの貼付の確認を行った。</p> <p>【くまもと森都心プラザ】            指定管理者との間で、市が貸与する備品及び物品と指定管理者の備品等の状況について確認を行い、熊本市の所有する備品等については、市所有と分かるように備品管理シールを貼り付けた。</p>	<p>【熊本市流通情報会館】平成28年9月7日</p> <p>【くまもと森都心プラザ】平成28年3月16日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について ~

財政局 財務部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 公有財産台帳の建物台帳価格の改定について &gt;</p> <p>建物台帳の評価金額は、本市財産規則第34条の規定に従い「3年ごとに財政局次長が定める基準に従って行う評価替え」に基づいて改定することになる。公有財産台帳は、建物取得価格を耐用年数（施設毎の耐用年数）で減価償却し、建築金額から減価償却累計額を控除して建物評価金額として登載すべきではないと考える。なお、自治体によっては、評価替えを行うために公有財産評価要領を作成している。</p>	<p>本来、公有財産台帳は面積等の数量を把握することを目的とした台帳であり、評価額についての法令上の規定も特にないため、熊本市財産規則第34条の規定は削除した。</p> <p>なお、建物の建築金額等については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、固定資産台帳において管理する予定である。</p>	<p>平成28年4月1日</p>



平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について~

経済観光局 産業部 経済政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;選定委員会に関する議事録の作成及び保管について&gt;            指定管理者の選定に関する選定委員会においては、委員会における審議過程を公表・開示することを前提として、「熊本市市民参画と協働の推進条例」「候補者選定ガイドライン」及び「熊本市情報公開条例」に従い、議事録を作成するとともに適切に保管する必要がある。</p>	<p>指定管理選定委員会において、平成27年度開催分以降、議事録を作成し、委員全てから署名・捺印を受領後、保管するように改めた。</p>	<p>平成28年3月1日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について~

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;選定委員会に関する議事録の作成及び保管について&gt;            指定管理者の選定に関する選定委員会においては、委員会における審議過程を公表・開示することを前提として、「熊本市市民参画と協働の推進条例」「候補者選定ガイドライン」及び「熊本市情報公開条例」に従い、議事録を作成するとともに適切に保管する必要がある。</p>	<p>平成27年11月に指定管理者選定委員会が開催され、開催後速やかに議事録の作成を行った。今後は、適宜議事録を作成し適切に保管する。</p>	<p>平成27年11月30日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について~

経済観光局 文化・スポーツ交流部 市民会館

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について（備品管理について）&gt;            市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>【熊本市健軍文化ホール】            備品の管理については、平成27年度のモニタリング時に備品の種類ごとに、整理簿と現物の照合を行った。今後も備品の異動に伴う台帳への登録漏れ等が生じないように、適切なモニタリングに努めていく。</p>	<p>平成27年12月24日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について~

健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について（管理経費の収支状況の確認について）&gt;</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>平成26年度包括外部監査報告書（P230）より抜粋</p> <p>平成25年度事業報告書には「管理経費の収支状況」が記載されていない。なお、指定管理者の熊本市子ども文化会館収支計算書は提出があるが、「管理経費の収支状況」とは言い難い。</p>	<p>【熊本市子ども文化会館】</p> <p>提出されていた収支計算書の科目が応募段階の収支計画の科目と異なっていたことから、モニタリング時に報告書様式について指導を行い、平成27年度から適切な管理経費の収支状況が記載された事業報告書となっていることを確認した。</p>	<p>平成27年11月30日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について~

健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリング調査の実施回数について&gt;                      「指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針」に従い、業務遂行状況を適時に評価するために、市は、モニタリング回数を最低でも年2回に増やす必要がある。</p>	<p>【熊本市障害者福祉センター希望荘】                      平成27年度から、既に年2回に増やしている。本件は、平成27年度追跡監査時点では、27回目のモニタリングがあくまで実施予定の状態であったが、2月29日に実施済み。                      平成28年度においても、1回目は10月20日既に実施済み、2回目も2月中に実施予定である。</p>	<p>平成28年2月29日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 北税務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 減免にかかる事務処理の適用誤りについて &gt;</p> <p>市は、減免決定の事務処理において上記のような処理誤りが今後発生しないようにするため、前述の熊本市税条例及び熊本市税条例施行規則の内容を十分理解した上で、減免申請書を精査して、減免割合の適用等を適切に判断する必要がある。その際、損失額、損害割合の計算書及び規則の写しを減免決議書に添付するなど、損害割合及び前年中の合計所得金額を正確に確認する必要がある。</p> <p>また、決裁者も決議書と添付資料の照合を行うなどして、条例等が適切に適用されているかどうかを確認した上で承認すべきである。</p>	<p>減免申請書の様式において、減免割合の判定に必要としない「課税所得金額」の欄を削除する規則の改正を行った。</p> <p>また、決裁の際に損失額、損害割合の計算書、課税台帳の写し及び規則の写しを減免決議書に添付し、損害割合及び前年中の合計所得金額を確実に確認するよう徹底した。決裁者も添付資料により規則との照合を行い、損害割合及び合計所得金額の確認を徹底した。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 中央税務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 減免決議書に対する記載方法について &gt;</p> <p>決議書において、決議書日付、金額、押印などは、判断の過程や責任の所在を明確にする重要な事項である。そのような事項につき修正テープで修正すれば、判断の過程や責任の所在があいまいになってしまうばかりではなく、正式な決裁後に修正が可能となるなど、不正の温床ともなりかねない。</p> <p>また、前項で述べたように、実際に減免の適用誤りが発生している状況に鑑みても、より慎重に決裁を行う必要がある。</p> <p>したがって、修正を行う際には、訂正箇所には二重線を引いたうえで訂正印を押すなど、修正の履歴を明確に残すべきである。</p>	<p>決議書等の文書を修正する際には、訂正箇所には二重線を引き訂正印を押すことを周知し徹底を図った。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

平成 27 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 課税管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 非課税家屋の把握と台帳整備について &gt;                      複数の家屋を所有している納税義務者毎の家屋の把握が非課税家屋に関しては十分でなく、課税・非課税の処理が公正に行われるためにも非課税家屋の家屋調査票の整備保管を徹底すべきであり、納税義務者毎の固定資産一覧表を整備していくことが必要である。</p>	<p>非課税家屋はこれまで紙ベースで把握してきたが、平成 28 年 4 月から固定資産一覧表（Excel 表）の作成を開始し、10 月 31 日までに終了した。Excel 表のソート機能により納税義務者毎の名寄せも可能となっている。なお、システム最適化後は、非課税家屋情報のシステム管理が可能となる。</p>	<p>平成 28 年 10 月 31 日</p>



平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について~

財政局 税務部 北税務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;家屋調査票の記載誤り、課税台帳での非課税面積の登録誤りについて&gt;            &gt;            家屋調査票の記載、課税台帳への登録は正確に行うことが必要である。</p>	<p>指摘があった家屋調査票については、適正に修正を行うとともに、他の調査票も調べ、同様の案件については適切な課税を行った。今後も課税台帳への登録を正確に行うよう研修を実施し（3/23）周知徹底した。</p>	<p>平成28年10月20日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 課税管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 非課税家屋の家屋調査票での記載内容と非課税面積を計算した根拠資料の保管について &gt;</p> <p>家屋調査票には現地調査の実施状況、調査結果及び根拠条文等を必ず記載することが必要であり、また、非課税面積・課税面積を算出した資料は必ず保管し、後日の検証に役立てることが必要である。</p> <p>なお、最近の非課税申告書等については関連資料を含め保管整理する態勢が整備されてはいる。</p>	<p>監査人も確認されているとおり、非課税申告書等については関連資料を含め適切に管理保管している。現地調査の結果や非課税の根拠を記載したうえで今後も適切に管理保管するように、固定資産税関係主査会議（3/22）で改めて各税務課に周知徹底した。なお、その後も適切に保管されていることを確認している。</p>	<p>平成28年3月22日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 課税管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 固定資産税非課税申告書の記載及び保管について &gt;</p> <p>課税の公平性を確保するうえでも、非課税の適用を受けようとする所有者が自ら非課税の適用を受けようとする理由や対象物件を記載し申告すべきであり、市担当者は現地調査等の結果を調査処理でん末欄に記載することが必要である。</p> <p>また、非課税家屋に関しては、サンプル抽出した物件につき非課税申告書や決裁文書が保管されておらず、現地調査等での非課税要件の確認の痕跡がないものが散見された。</p> <p>非課税事務の合規性、公平性の観点から問題であり、後日非課税として取り扱う根拠を確認できるようにするためにも非課税申告書等の保管を徹底すべきである。</p>	<p>非課税申告書等については関連資料を含め適切に管理保管されている。現地調査の結果や非課税の根拠を記載したうえで今後も適切に管理保管するように、改めて固定資産税関係主査会議（3/22）で各税務課に周知徹底した。なお、その後も適切に保管されていることを確認している。</p>	<p>平成28年3月22日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 西税務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;土地の一部非課税面積の誤り及び課税漏れについて&gt;</p> <p>サンプル調査した物件については、非課税となる道路部分の面積算定に誤りがあるため、平成20年度以降各年度で固定資産税及び都市計画税の賦課漏れが生じており、平成26年度分の賦課漏れ額は、固定資産税約134千円、都市計画税約19千円となる。</p> <p>道路部分の非課税としては面積が大きく、当初の課税事務のチェックが不十分であったことは否めず、航空写真での現況把握も不十分と言わざるを得ない。</p> <p>課税の公平性を確保するうえでも、非課税に係る事務のチェック体制を整備する必要がある。また、課税漏れとなっている税額については適切に対応する必要がある。</p>	<p>当該地区においては、市街地再開発の途中で日々様相が変わっている中、暫定的な土地利用も多く、常に動向を注視する必要がある。今回指摘を受けた物件のみならず、当該物件所有者に関連する区管内全物件に対して、現地調査等により課税内容の確認を行い、現状での適正な課税を行った。</p> <p>今後も賦課期日（1月1日）の適切な現況把握に努めるとともに、決裁時等におけるダブルチェックの徹底を図り、課税の適正と公平性を確保していく。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 税制課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 申請期限後の減免申請の取扱について &gt;</p> <p>熊本市税条例には減免申請の期限はうたわれているものの、期限後申請に関する猶予規定は設けられていない。このような期限後の申請を認めることは他の申請期限までに適正に申請書を提出した納税者との公平性を欠くことになる。</p> <p>したがって、期限後の減免申請は本来認めるべきではない。</p>	<p>事務処理手順を再点検したうえで改めて手順を遵守し、提出期限を確認するとともに、申請書受付時及び申請書決裁時に担当職員と決裁者による確認を徹底した。納税者に対しては申告書発送時に減免申請期限をお知らせする文書を同封し周知を図っている。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 税制課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;新設事業所について課税漏れとなっていた案件について&gt;                      サンプル調査した合併前事業者については平成20年12月の事業所増設に伴い新規課税事業者となっていたが、このときの事業所増設について納税義務者としての把握ができていなかった。                      既述の納税義務者把握方法（建築確認申請、新規事業者情報の入手等）では事業者の把握が十分にできなかったことの現れであり、納税義務者把握方法の抜本的な見直しが求められる。</p>	<p>申告対象の事業所に内容説明を行い、過年度分の申告を依頼し、後日申告が行われた。                      また、納税義務者の把握については、これまで実施してきた建築確認申請、新規事業者情報等に加え、一定以上の広さを持つ新設事業所についての固定資産税の課税データを活用する手順等をマニュアルに明記した。</p>	<p>平成28年10月1日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 税制課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 事業所の新設に伴う登録の適正性について &gt;</p> <p>納税義務がない事業者についても一定規模以上の事業者には申告書の提出を求めているのは、申告・課税漏れをなくすための手段のひとつであろう。また、申告書はシステムから自動的にアウトプットされるのであるから、事業者データの適時適切な登録が最も重要である。</p> <p>今回の事案は経過措置により納税義務がないため、「実害」はないものとしてインプットが後回しにされたのかもしれない。しかし、申告義務そのものはあるのだから、適時に登録を行い、申告を促すべきである。</p>	<p>事業所等新設・廃止申告書の事務処理手順を再確認したうえで、事務マニュアルの追加修正を行い、改めて担当者全員に事務マニュアルの周知を行った。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 納税課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 滞納者との定期的な折衝の必要性について &gt;</p> <p>「滞納処分対応マニュアル」では、滞納者との折衝について、次のように定めている。</p> <p>（２）滞納整理実施上の留意点        最大限、本人と折衝するための努力を行い、暮らし向きや現状の把握に努める。</p> <p>特に財産となる車両（軽自動車税）や不動産（土地・建物）などの所在や現状については、極力、本人からの確認を行う。</p> <p>また、通常連絡手段で本人確認が困難な場合は、次のような対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先等への連絡による本人との折衝</li> <li>・兄弟や家族への連絡による本人の状況や連絡方法の確認</li> <li>・休日夜間の電話連絡、または、臨戸調査による折衝</li> <li>・近隣住民への帰宅時間や居住状況等の聞き取り</li> </ul> <p>（出典：「滞納処分対応マニュアル」）</p> <p>滞納者との折衝を行わなければ、滞納者の状況把握ができず、また、滞納者の納税意欲のさらなる減退にもつながりかねない。</p> <p>また、滞納者との折衝により、その後の財産調査及び差押等といった滞納処分に早期かつ的確につながれる可能性が高くなる。</p>	<p>滞納者との定期的な折衝や適時の滞納処分の実施に当たっては、管理すべき案件数の適正化が不可欠であり、平成28年度から体制を見直し、徴収3班に長期化している案件処理を目的とする職員6名を配置し、担当の明確化を図ったところ。平成29年度末を目処に計画的に縮減していく。</p>	<p>平成28年4月1日</p>



<p>限られた体制で数多くの滞納者との折衝を行っているため、優先順位をつけるなど効率性も求められるものの、滞納者の状況把握及び完納推進のため、滞納者との定期的な直接折衝を行う必要がある。</p> <p>なお、財産調査の一環として搜索があるが、平成 26 年度における搜索件数は 3 件と、例年と比較すると少ない件数となっている。搜索が適した案件の有無によって年度により件数が増減する場合があるが、搜索は滞納者との直接的なやり取りを行い、状況把握を行うことができる行為でもあるため、搜索が可能な案件については積極的に実施する必要がある。</p>		
---	--	--

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 納税課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;分割納付計画の適切な指導について&gt;</p> <p>市税の納付は一括納付が前提であるが、分割納付については、滞納者の財産状態を勘案したうえで納付の利便性や確実性を担保するために行われるものである。</p> <p>したがって、財産状況から一括納付ができないと認められる滞納者については、市は分納誓約書を提出させた上で分割納付の計画を明確にするよう指導し、完納に向けた進捗管理を徹底すべきである。</p> <p>また、分割納付の不履行があった場合は、安易なリスク ジュールは認めるべきではなく、財産調査を行ったうえで差押等の滞納処分を実施するなど、徴収に対する強い意思をもって業務にあたる必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、市税は一括納付が原則であり、分納納付については、それが困難な場合にのみ行う例外的措置であることを再確認した。</p> <p>そこで、平成28年4月1日から分納納付の方針を見直し、安易に申し出を受け入れず、一括納付が困難な事情が確認できる資料等を求め、年度内完結を原則として計画を明確にしたうえで認めるなど、厳格化を図った。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について ~

財政局 税務部 納税課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 滞納処分の執行停止に関する適時性の確保について &gt;            管理すべき案件数の適正化を図り、十分に滞納処分が実施できる体制を確保するため、市は「熊本市税滞納処分の執行停止に係る運用指針」「熊本市税滞納処分執行停止に係る運用マニュアル」に従い、日頃から滞納者及び案件の状況把握を行い、適時に滞納処分の執行停止を実施する必要がある。</p>	<p>滞納者との定期的な折衝や適時の滞納処分の実施に当たっては、管理すべき案件数の適正化が不可欠であるため、長期化案件の縮減に向け、平成28年度から体制を一部見直し、担当の明確化を図ったところであり、職員に再度周知した滞納処分の執行停止に係る運用指針及び運用マニュアルに従い、適時に執行停止を実施して適正化を図っていく。</p>	<p>平成28年4月1日</p>

平成 23 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ~ テーマ：熊本市病院事業の財務に関する事務の執行について ~

病院局 経営企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>医薬品・診療材料の管理体制について</p> <p>・たな卸資産について、熊本市病院局会計規程に反する点が見られたので改善すべきである。</p>	<p>実情に応じた熊本市病院局会計規程の改定を行い、診療材料については、たな卸資産より削除とした。</p> <p>貯蔵薬品のたな卸については指摘のあった即時全品払出を止め、必要に応じたたな卸を行うこととした。</p> <p>熊本市病院局会計規定に基づき平成 28 年 3 月 31 日付けで実地たな卸を行い、その結果を平成 27 年度決算に反映させた</p>	<p>平成 23 年 9 月措置済</p> <p>平成 26 年 3 月措置済</p> <p>平成 28 年 3 月措置済</p>